

交通事故などで病院にかかるときは届け出を

国民健康保険

交通事故や傷害事件などで第三者（加害者）から傷病を受けた場合でも、国保を使って医療を受けることができます。ただし、その場合には「第三者行為による傷病届」の提出が必要です。

本来、治療費は加害者が支払うものですが、一時的に国保が立て替え、後から加害者に請求します。

■届け出に必要なもの

- ・第三者行為による傷病届
- ・事故発生状況報告書・同意書・誓約書
- ・交通事故証明書（コピー）
- ・本人確認書類（免許証等）

問い合わせ先

ほけん年金課 国保係（☎27-8607（直通））

⚠ 国保が使えなくなる場合があります

届け出前に加害者から治療費を受け取るなど、示談を済ませてしまうと、国保が使えなくなる場合がありますので注意が必要です。示談をする場合は、事前に国保係に連絡し、示談成立の場合は、すみやかに示談書の写しを提出してください。また、治療が完了・中止したときは必ずご連絡ください。

～年末調整・確定申告まで大切に保管を～

国民年金

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送付されます

令和8年中の国民年金保険料の納付額を証明する書類（控除証明書）が、10月下旬から順次送付されます。国民年金保険料は、社会保険料控除の対象です。控除を受けるためには、年末調整や確定申告の際に、この控除証明書（または領収書）を添付してください。



控除証明書は、e-Taxで利用できる電子版の交付も行っています。郵送よりも早く受け取ることができ、簡単に確定申告ができます。

■1月1日～9月30日の間に保険料を納付した人⇒電子送付：10月中旬～10月下旬、郵送：10月下旬～11月上旬

■10月1日～12月31日の間に今年はじめて保険料を納付した人⇒電子送付：令和9年1月下旬から順次、郵送：令和9年2月上旬

問い合わせ先（再発行の手続きなど） ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-003-004（ナビダイヤル）
050から始まる電話でかける場合 ☎03-6630-2525

国民年金保険料の育児期間免除制度

子を養育する国民年金第1号被保険者（20歳以上60歳未満の自営業者、農業者、学生、無職の人）は、その子が1歳になるまでの期間の国民年金保険料の納付を免除される制度が令和8年10月から新たに始まります。子を育てている人（実父母・養父母）は、申請することで、所得に関係なく国民年金保険料の納付が免除されます。また、納付が免除された期間は、保険料を納付したのものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。詳しくは町ホームページでご確認ください。

問い合わせ先 ほけん年金課（☎27-8607（直通））



福崎町カスタマーハラスメント防止条例（カスハラ条例）を施行しました

7月号で制定をお知らせしましたカスハラ条例を10月1日から施行しました。

この条例は、令和7年度の法改正により、カスハラ対策が事業主の「雇用管理上の措置義務」とされたことを受け、町職員に対するカスハラ防止を目的として整備したものです。

条例の施行に先がけて、「福崎町カスタマーハラスメント対応マニュアル（案）」を作成し、8月24日、25日に町職員対象の研修を行いました。

そこでは、カスハラの定義やその対応方法などを確認した上で、カスハラが疑われる場合には、課長等の所属長が判断して、速やかに個人対応から組織対応に切り替えることなどを学びました。

発生の要因に関係なく、カスハラ行為は容認できません。場合によっては退去要求や退去命令に繋がります。そうした状況に陥らないよう、町職員も行政サービス利用者等も、相手方に対する思いやりが必要になります。

公平かつ適正に公務を遂行できる環境を確保することで、引き続き水準の高い行政サービスの提供をめざしていきます。

（総務課）



福崎町の 中学校部活動「地域展開」 令和8年度実証事業 の進行状況

<陸上クラブ> 第1回目 8月29日(土) 指導者 八千種スポーツクラブ陸上部



※令和8年度の実証事業は、剣道・女子バレー（西中・東中）・野球・卓球（西中・東中）・陸上・料理・ボランティアです。随時申込可能です。

※右の二次元コードからお申し込みください。保険加入手続きに1週間程度かかります。余裕を持ってお申し込みください。

(学校教育課・社会教育課)



部活動の地域展開とは？

学校での休日の部活動がなくなり、地域での活動へと展開します。（令和13年を目途に）

(1) 指導者 「中学校の先生」から「地域の人、学校の先生（兼職）」へ

(2) 活動場所 「中学校」から「地域の施設、学校施設（小中含む）」へ

高岡小学校「小規模特認校」児童募集

自然豊かな高岡小学校で楽しく学びませんか？一定条件のもと、町内全域からの入学・転入を受け付けます。

◆定員 新1・2年生5人程度、新3・4年生8人程度

◆就学条件 町内在住で児童が安全に通学できること

※その他諸条件あり。詳細は2次元コードから町ホームページをご確認ください。

◆申し込み 11月21日(土)～12月24日(木)に、小規模特認校入学・転入学

申請書を記入のうえ、高岡小学校(高岡1825-1)までお持ちください。

◆問い合わせ先 学校教育課(☎27-8619(直通))、高岡小学校(☎22-1113)

☆「小規模特認校」とは、少人数の良さを活かし、校区外からの通学を可能とする制度。少人数ならではのきめ細やかな指導や特色ある学びが維持できる等の特長があります。



令和8(2026)年度「二十歳のつどい」のご案内

とき 令和9(2027)年1月11日(月・祝) 9:45～(受付9:15～) ところ エルデホール

対象者 平成18(2006)年4月2日から平成19(2007)年4月1日生まれの人

福崎町では、今年度中に20歳になる人を対象に、「二十歳のつどい」を開催します。

「二十歳のつどい」実行委員会のみなさんによる企画等を取り入れ、実り多き1日となるようにしていきたいと思っております。お問い合わせのうえ、ご出席ください。

◆福崎町に住民票がある対象者には、本年12月頃にハガキでご案内します。

◆就職や進学等の都合で福崎町に住民票がない人で、「二十歳のつどい」に参加を希望する人は、社会教育課までご連絡ください。

応募・問い合わせ先

福崎町教育委員会 社会教育課

「二十歳のつどい」担当

〒679-2280 神崎郡福崎町南田原3116番地の1

☎27-8620(直通) ファックス 22-0630

✉syakai@town.fukusaki.lg.jp

「感謝」「励まし」の手紙を募集します

二十歳という節目に、普段なかなか言葉にできない想いを手紙にしてみませんか？手紙は教育委員会で事前にお預かりし、「二十歳のつどい」参加者、家族や友人、地域の皆さんへお届けします。

■募集内容

①「二十歳のつどい」参加者から家族や友人、地域のみなさんへの感謝の手紙

②家族や特に関係の深い人から「二十歳のつどい」参加者への励ましの手紙

■応募書式 自由作文

※手紙本文以外に手紙を贈る人との関係などについて、簡潔に記入してください。

■応募方法 氏名(ふりがな)、住所、電話番号、生年月日、手紙の贈り先の氏名と住所を記入し、左記の応募先へ直接持参・郵送・ファックス・メールのいずれかの方法で応募してください。

応募締切
11月27日(金)

ふくさき日本語サロン 「やさしい日本語」 研修会参加者募集

ふくさき日本語サロンでは、福崎町に住んでいる外国人の皆さんに、日本語を使って日本語の使い方や意味・生活習慣を教えています。



この度、ひょうご国際交流団体連絡協議会から講師先生をお招きして「やさしい日本語」の研修会を行います。興味のある人はぜひご参加ください。

日 時 11月8日(日) 13:00～16:00

場 所 文化センター

問い合わせ先 ふくさき日本語ボランティアの会
(文化センター内)

受講料
無料

☎22-3755／ファックス22-2561

※参加を希望する人は、11月5日(木)までにご連絡ください。

ご利用ください『本人通知制度』

本人通知制度とは、事前に登録することで、住民票の写しや戸籍謄抄本などの証明書を代理人や第三者に交付した場合に、本人に証明書を交付したことを郵便でお知らせする制度です。

この制度により、不正請求の抑止や不正取得の早期発見が期待できます。

なお、代理人や第三者から交付請求があった場合に、交付の可否を本人に確認する制度ではありません。

※必要な様式は窓口にあります(ホームページにも掲載していますのでご確認ください)。

■福崎町で登録できる人

- ・福崎町の住民基本台帳に記載されている人及び過去にされていた人
- ・福崎町の戸籍に記載されている人及び過去にされていた人

■登録手続きに必要なもの

- ・本人通知制度事前登録申出書
- ・本人確認書類

※免許証など顔写真付きのものは1点

※顔写真がないものは「氏名と生年月日」または「氏名と住所」が確認できるものを2点

問い合わせ先

住民生活課 町民窓口係 (☎27-8606(直通))

くらしのゼミナール

地元食材を使った お菓子づくり教室 ～もち麦入りフルーツどら焼き～



地元食材を使ってお菓子づくりをします。

ぜひ、ご参加ください。

日 時 11月14日(土) 13:30～15:00頃

会 場 生活科学センター調理室

講 師 南里恵子さん

対 象 福崎町に在住または在勤の人

※小学4年生までの方が参加の場合は、保護者の同伴をお願いします。

募集人数 先着20人 参 加 費 300円

受付期間 10月8日(木)～22日(木)

持 ち 物 エプロン・マスク・三角巾

申し込み・問い合わせ先

生活科学センター (☎22-2939/月曜日定休)

生ごみの水切りにご協力をお願いします

ごみ減量化を推進するためには、家庭から出る可燃ごみ(燃えるごみ)の減量が必要です。可燃ごみの約40%が生ごみで、その約80%が水分です。生ごみに水分が多く含まれていると、クリーンセンターでの焼却効率が悪くなり、二酸化炭素の排出量が増え、環境に負担がかかります。ご家庭でもできる範囲で水切りを実践し、環境負荷の低減にご協力をお願いします。

ポイント1 濡らさない

野菜の皮や使わない部分は、洗う前に切り落とし、直接ごみ箱へ捨てるなど、始めから濡らさない。



ポイント2 しぼる

排水口や三角コーナーには水切りネットなどを使用し、ごみ袋に入れる前にひとしぼりする。



ポイント3 乾燥させる

水のかからない場所に置いたり、新聞紙にひろげたり、一定時間放置して乾燥させてから捨てる。お茶殻やティーバッグもしぼって乾燥させてから捨てる。



(住民生活課)

農業委員・農地利用最適化推進委員研修会を行いました



新しく農業委員、農地利用最適化推進委員となった人で研修会を行いました。農業委員会制度についてや農地法など、農業委員会の委員として活動していくうえで必要な知識を研修いただき、実りある時間となりました。

農地の貸し借りや売買、農地転用など農地に関する相談は、お気軽にお近くの農業委員、農地利用最適化推進委員までご相談ください。

問い合わせ先 福崎町農業委員会（農林振興課内 ☎27-8609（直通））



住宅のバリアフリー改造費を助成します『人生いきいき住宅助成事業』

高齢者や障がいのある人が住み慣れた住宅で安心して暮らせる住環境を整備するために、既存住宅の改造に要する費用の一部を助成し、人にやさしい住まいづくりの実現を図ります。

助成対象となる工事は、申請年度の3月中旬までに工事の完了報告ができるものに限りします。

区 分	住宅改造・特別型	
対象世帯	○介護保険制度の要介護または要支援認定を受けた被保険者のいる世帯 ○身体障害者手帳、療育手帳の交付を受け、バリアフリー改造が必要な人のいる世帯	
対象工事	高齢者や障がいのある人に配慮した既存住宅のバリアフリー改造	
補助要件	住まいの改良相談員の承認	
助 成 額	「①助成対象工事費」×「②助成率」 〔①助成対象工事費：上限80万円 ②助成率：1/3～全額（所得・課税状況により異なります。）〕	

⚠ 助成には
生計中心者
の所得制限
があります

申請・問い合わせ先 福祉課 高年福祉係（☎27-8606（直通））

住宅の改修工事で固定資産税が**減額**されます

一定の要件を満たす住宅の改修工事（バリアフリー・耐震・省エネ）を行った場合、翌年度分の家屋の固定資産税が減額されます。改修後3か月以内に税務課へ申告ください。



1. バリアフリー改修 3分の1減額（翌年度分のみ・100㎡分まで）

対象住宅 新築から10年以上経過し、65歳以上の人、要介護・要支援認定の人、障害のある人のいずれかが居住する住宅（賃貸除く）

工事要件 令和13年3月31日までに完了した廊下拡張や手すり設置などの工事で、自己負担額が50万円を超えるもの（改修後の床面積40㎡～240㎡）

2. 省エネ改修 3分の1減額（翌年度分のみ・120㎡分まで）

対象住宅 平成26年4月1日以前から所在している住宅（賃貸除く）

工事要件 令和13年3月31日までに完了した窓の断熱（必須）などの現行の省エネ基準に適合する工事で、自己負担額が60万円を超えるもの（改修後の床面積40㎡～240㎡）

3. 耐震改修 2分の1減額（翌年度分のみ・120㎡分まで）

対象住宅 昭和57年1月1日以前から存在している住宅

工事要件 令和13年3月31日までに完了した現行の耐震基準に適合する工事で、費用が50万円を超えるもの

バリアフリーと省エネを同年に改修工事した場合は併用可能です。
申請方法や詳細は下記までお問い合わせください。

申請・問い合わせ先 税務課 資産税係（☎27-8602（直通））



にこにこひろばで 作って遊ぼう！

材料はこちらで用意します。9:30～11:00の都合のよい時間におこしてください。申込不要。

場 所 にこにこひろば 定 員 15人程度

対 象 就園前の子どもとその保護者

☆10月の製作『ハロウィンスティック』

10月15日(木) 製作時間：約20分

☆11月の製作『ころころどんぐり』

11月19日(木) 製作時間：約20分



※問い合わせはにこにこひろばへ

『ちゅっちゅ こっこの会』(0歳児の集い) ～ふれあいのうた・ことばで 乳児とあそぶ たのしい時間を～

赤ちゃんとおそぶときになにより大切なのは、おとながリラックスしているということ。

赤ちゃんと一緒にあそびうた(わらべうた)や絵本を読んだり、おとなはストーリーテリングをききます。親子あそびで、楽しい時間をすごしましょう。

日 時 10月20日(火)・11月17日(火)

いずれも10:00～11:00

対 象 令和8年4月2日以降生まれの乳児と保護者

場所・申し込み先 ともだちひろば

子育て オータムコンサート のお知らせ



昨年ようす

ベビーカーでの参加OK

毎年大好評！「ピアノとエレクトーンによるステキな生演奏」♪

今年は11月の開催です。
本物の音にふれるチャンス！
赤ちゃんから参加できます。



日 時 11月18日(水)

10:00～11:00(受付9:45～)

場 所 エルデホール(※駐車場は、エルデホール・体育館東駐車場をご利用ください。)

演 奏 甘中奈津美さん 玉置真梨さん

申し込み先 おひさまらんど

親子ヨガ ～楽しく動いてふれあいタイム～

ゆったりとしたヨガでお子さんとふれあい、かけがえのない時間を過ごしませんか？

お子さんと一緒にできる産後の不調解消や、体力づくりの動きもします。

日 時 11月5日(木) 10:00～11:00

講 師 ヨガインストラクター 井奥真代さん

対 象 就園前の子どもとその保護者

定 員 15組程度

持ち物 ヨガマットまたはバスタオル、お茶

場所・申し込み先 にこにこひろば

※乳幼児親子対象のヨガ講座です。親子共、動きやすい服装でご参加ください。

— 個別相談(1日3組まで) —

10月20日(火)・11月17日(火) 10:00～14:00

場所：文化センター 2階 和室 ※託児あり

専門相談員：大内和恵

※申し込みは下記の3施設で受け付けます。

★行事への参加は、福崎町に在住の子どもとその保護者に限ります。

★子育て情報は福崎町ホームページでもご覧になれます。アドレス <https://www.town.fukusaki.hyogo.jp>

ともだちひろば

(西部子育て学習センター)

火～金曜日 9:00～16:00

文化センター2階

☎22-7830 FAX22-2561

おひさまらんど

(福崎子育て支援センター)

月～金曜日 9:00～17:00

土曜日 9:00～12:00

福崎幼稚園内

☎22-2308 FAX22-2313

にこにこひろば

(東部子育て学習センター)

月～木曜日 9:00～16:00

田原幼稚園内

☎22-1058 FAX22-1058

子育て支援に関することは Eメール ko-shien@town.fukusaki.lg.jp